

	新潟市教育委員会 平成19年4月 定例会会議録			
日 時	平成19年4月10日(火) 午後3時			
場 所	市役所 白山浦庁舎 5号棟 4階 白5-401会議室			
出席委員 (6名)	山 田 委員長	欠席委員		
	佐 藤 委 員			
	小 池 委 員			
	田 中 委 員			
	高 山 委 員			
	佐 藤 教育長			
会議に出席 した職員 (17名)	職・氏 名		職・氏 名	
	教 育 次 長	西 山 耕 一	生涯学習課長	玉 木 一 彦
	教 育 次 長	長 谷 川 裕 一	中央公民館長	三 保 恵 美 子
	教 育 次 長	田 中 純 夫	教 職 員 課 長	川 端 弘 実
	教 育 政 策 監	手 島 勇 平	学 校 支 援 課 長	中 山 真
	沼垂図書館長	八 木 秀 夫	地域と学校ふれあい推進課長	梅 津 玲 子
	教育総務課長	斉 藤 仁		
	学 務 課 長	遠 藤 良 二	総務課長補佐	吉 崎 熊 勝
	施 設 課 長	神 田 健 一	総 務 係 長	岩 本 正 雄
	保健給食課長	和 田 圭 央	総 務 課 主 査	山 際 幸 太
その他の 出席者 (名)				

開会	時 刻	午後 3 時 0 0 分
	宣 言 者	委員長
選挙	議案番号	件 名
付議事件 (2 件)	議案番号	件 名
	議案第 1 号	新潟市立学校管理運営に関する規則等の一部改正について
	議案第 2 号	新潟市スポーツ振興審議会委員の委嘱について
報告 (2 件)	記 号	件 名
		一貫教育・一貫校検討委員会について
		平成 1 9 年度にいがた市民大学の講座実施について
その他 (件)	記 号	件 名

第1 開会宣言

委員長 午後3時00分開会を宣言する。

第2 会議録署名委員の指名

委員長 佐藤，小池両委員を指名。

第3 付議事件

委員長 議案第1号新潟市立学校管理運営に関する規則等の一部改正について、説明お願いいたします。

教職員課長

それでは議案第1号についてご説明申し上げます。説明については、規則の所管課である教職員課のほうでご説明申し上げますが、内容については学校支援課所管ですので、ご質問等については学校支援課のほうでお受けいたしたいと思っております。それでは具体的な内容についてご説明申し上げます。お手元の例規案の要綱をお出しいただきたいと思っております。通学区域の改正で改正理由が同じことから、3本の規則を1本規則で一部改正をお願いするものであります。3本の規則ですが、新潟市立学校管理運営に関する規則、新潟市立万代高等学校学則、新潟市立高志高等学校学則の3本であります。改正理由ですけれども、例規案の要綱に則してご説明申し上げます。新潟県においては、平成19年4月1日から全日制課程の普通科の通学区域を全県一区制とし、新潟県立高等学校の通学区域に関する規則を廃止する改正を行いました。新潟市立高等学校の全日制課程の普通科の通学区域は、今まで新潟県に準じた形で定めていましたが、今回につきましては市内中学校や近隣中学校の調査、他の政令市等における市立高等学校の学区などの調査、平成20年度入試結果の検討を行うとともに、市民の意見を聞きながら、通学区域についての方針を決定していきたいと考えております。この通学区域の方針が決定されるまでの間については、廃止されました県の規則の規定が残っていることから、この規定を改める必要がございます。その改正の内容は、廃止前の新潟県立高等学校の通学区域に関する規則にあった隣接学区

を新潟県内の他の市町村に改めながら、入学許容率15パーセント以内の考え方を残した従来の通学区域とするものです。なお、高志高等学校の特別推薦選抜の規定については、新潟県一円としておりましたが、隣接学区との関係で規定したものであり、隣接学区をなくし県内の他の市町村とする今回の改正案においては、同じ通学区域となることから削除するものです。改正の概要ですけれども、新旧対照表をご覧いただきたいと思います。左側の新しいほうですが、通学区域を新潟市と新潟県内の他の市町村（募集定員の15パーセントの範囲内で入学を認めた場合に限る）とするものです。なお、施行期日はこの規則の公布した日から施行し、平成20年4月1日以後に入学する者から適用することといたします。以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願い申し上げます。

委員長

ありがとうございました。今日渡された案ですので、ご覧になってみていかがでしょうか。

佐藤委員

時期的に決定するのは、いつ頃とお考えなのですか。

学校支援課長

平成19年の4月から20年の2月にかけて調査・研究を行い、20年の2月から3月にかけては平成20年度の入試結果を検討しながら、平成20年の3月定例教育委員会の後、様子を見て4月にパブリックコメントを実施し、5月には決めていこうと。

佐藤委員

これは基本的には改正を前提にということではないですね。前回は議論がありましたように、あえて新潟県と一緒にする必要もないだろうと。逆に言えば新潟市内の進学率を阻害するような形のものであるならば、それはあえて政令指定都市としての、これから中高一貫校の問題も出てくるわけでありますので、その辺りの議論をふまえた上で決定をして、あくまでも県にならうためにパブリックコメント云々をとるというふうな、既成事実を形作った上での議論にならないように、ぜひお願いしたいと思います。

学校支援課長

調査・研究の中でまた様々な学校等に調査をし、方向を決めていきたいと考えています。

高山委員

要するに県のいわゆる学区がなくなったものですから、隣接学区というものがなくなったということですね。ですから、臨時的に他の市町村にこうするというふうに解釈できるわけですね。これだともう全区一区OKという感じの書き方になっているのですよね。他の市町村で、15パーセントは別としましても、ですから従来の通学区域、実質的には同じという説明がありましたけれども、これを見るとそうでもないような気がするのですよね。佐藤委員の懸念はやはり私も持つのですよね。規則を先に変えてしまうということは。

教職員課長

県のほうでもう規則改正をして、学区というものがなくなりましたので、市がそれをそのままにしておく学区がない状態に準じてしまうということになりますので。

高山委員

市としての独自の学区というのはできないのですか。

教職員課長

当面規則改正については、先ほど高山委員さんがおっしゃったように、今年度入学生までと同じような形で継続してまず1年間、それ以降は今答弁したように検討していくわけですが、その前は今と同じ形で残すための規則改正だということでもあります。県のほうが今までの規則がなくなって、学区がなくなった関係で、隣接学区という表現ができないということなのです。

委員長

要するに県のほうがなくなったために、市は独自に作らないといけないと。それで今回はこれをとりあえず作っておくと。来年の入試の状況を見て、5月までに案を作るという考えですね。

小池委員

混乱があるといけないので確認しますが、これは前回もご説明いただいていたので、こういう改正をすることを、教育委員会が出た意見を承認することはできないということに改正をされているわけですね。それは理解できたのですけれども、とりあえずということではなくて、調査の結果このままで続く可能性もあるということですね。だからとりあえずしておくということではなくて、現状では新潟市はこの方向でいくということで、新潟県の教育委員会の規則には合わせない形で、原則的に新潟市を学区とし、その他の市町村は15パーセント以内残すということですね。

委員長	佐藤委員さんが心配しているのは、こういったことが流れとして全県一区というふうな形になっていかないかということなのですが、そういうことをしないためではないのだけれど、それも含めて調査をやって検討していきますよというので、これを作るということですよ。
教職員課長	結果的にこれを規則改正しないと、今までの通りでいくと県に準ずる形になりますので、県は全県一区ですので、来年度入試を市立高等学校が全県一区という形になってしまいますので、この改正をすることによって、来年度の入学者については今までと同じ形で継続して受験を行うと。それ以後のことについては、先ほど中山課長さんがお話のように検討していくということになります。
高山委員	他の市町村という、つまりはっきり言えば上越でもいいわけでしょう。今まではそういうことがなかったわけです。要するに隣接学区だったから。だからいわゆる全県一区のような形で15パーセントまでは許しましょうということと、隣接学区とはかなりニュアンスが違うなと私は思っているのです。
委員長	他の市町村という言葉以外でそれを表わすものがあれば。
教職員課長	結果的に今まで隣接学区というのは、新潟の周辺ですので、確認しますと第一学区の新発田・村上、第二学区の五泉・東蒲原、第四学区の三条・西蒲、第八学区の佐渡というのが隣接学区になっていました。結果的にそれ以外、確かに高山委員さんおっしゃるように、それ以外に今回他の市町村ということになると入ってくるのが、第五学区の長岡・柏崎、第六学区の魚沼、第七学区の上越、この3つがその対象に入ってくると。もし仮に今ご意見をいただいたような形で限定をかけるのであれば、旧第何学区というような形での書き方は規則上可能だと。それであれば全く今までと同じ形、旧第何学区という書き方は可能だと思います。
教育長	別表で定める市町村ということで、表で別にさだめたらどうですか。
教職員課長	今教育長からご指摘いただきましたけれども、規則の中で他の市町村はということで、先ほど高山委員さんご指摘のような、

従来の隣接学区に則する市町村を別表で定めるという規則改正は可能だと思います。旧何学区というのは分かりにくいので、市町村合併等もございましたので、別表で他の市町村を定めるということは可能であると思います。そうであれば全く今までの受験学区が継続するということになります。

小池委員

私の個人的な意見としては、そこまで厳密にする必要はないのかなという気はしているのですけれども、それは考え方ですから、15パーセントに限定していますので、新潟市以外の生徒達の入れる枠というのは15パーセントまでということで枠はつけていますので、その15パーセントが旧隣接学区かそうでないかについては、それほど私はこだわらなくてもいいような気がしますけれども。

佐藤委員

県が変わるので変えないといけないと。それで現状を維持することであるならば分かりやすいほうがいい。別な解釈をされないように。

教職員課長

別表をつけて市町村を限定したいと思います。よろしいでしょうか。

委員長

規則の改正、これでよろしいでしょうか。それでは一部修正をして承認ということになりますが、よろしくお願いします。続きまして、議案第2号は新潟市スポーツ振興審議会委員の委嘱についてですが、スポーツ振興課長さん、お願いいたします。

スポーツ振興課長

スポーツ振興課でございます。議案第2号新潟市スポーツ振興審議会委員の委嘱についてでございます。今回の議案第2号につきましては、新潟市スポーツ振興審議会委員の方が退官及び退職に伴う委員が出ることから、今回公募委員として委嘱を行う議案でございます。橋本さんにつきましては新潟大学教育人間科学部教授という形でございます。また市橋さんにつきましては新潟市小学校体育連盟会長、梅津さんにつきましては新潟市中学校体育連盟会長という形でございます。4ページ、5ページをお開きください。説明資料といたしましてご用意しましたのは、5ページが旧新潟市スポーツ振興審議会の委員で、網かけしてある3番、杉本さんが退官されますので、4ページ、新潟大学教育人間科学部教授の橋本さんに、それから15番、

16番でございますが、5ページの小川さんと大江さんが退職に伴いまして、それぞれ小学校体育連盟の会長及び中学校体育連盟の会長に異動がございますので、4ページの15番、市橋さん、それから梅津さんにスポーツ振興審議会の委員を委嘱するものでございます。以上でございます。

委員長 いかがでしょうか。在任期間になりますね。

スポーツ振興課長 はい、残り平成19年11月30日までの在任期間を過ぎまして変更するという内容でございます。

委員長 3人の方が代わられるということですが、それでは承認いたします。

第4 報 告

委員長 続いて付議事件は以上ですので、報告に入ります。一貫教育・一貫校検討委員会について報告をお願いいたします。

教職員課長 それではよろしくをお願いいたします。まず会議報告からご報告申し上げたいと思いますので、会議報告をお願いいたします。第5回目の一貫教育・一貫校の検討委員会を3月28日の水曜日に行いました。具体的にはホームページ等に公開した報告書の案について説明申し上げるとともに、いただいたパブリックコメント等についての具体的な中身、それに対する検討委員会の考え方等を整理いたしました。そのうえで委員さんからは次のようなご指摘、ご意見をいただきましたので、その内容をご報告させていただきます。2ページをご覧ください。2ページの中ほどの(2)報告書全般というところをご覧ください。報告書全般について主に次のような3点のご意見をいただきました。1点目については語句の問題ですが、参加、参画、この中身について整合性を図ってまいりたいということ。2つ目、3つ目はご指摘でしたけれども、1つ目は校舎等の改築を行う際においては、できるだけ優しさやぬくもりのある校舎としてほしいと。特に木材の持つ歴史や特性を生かしながら、ぜひ子どもたちに自然や自然の豊かさを感じられるような校舎にしてほしいというのがまずございました。それから3点目として、これまでの高志高校の歴史や伝統をふまえながら、学校をより魅力のある中等教育学校を設置し

ていただきたいというような意見が出されました。それを受けて生田委員長さんのほうから、この案の意見をいただいて修正をし、教育長のほうに報告書を提出いたしますというような中身がございました。その報告書については後ほど説明いたしますが、皆さんのお手元に配らせていただいているものです。最後閉会のあいさつとして当時の西山学校教育部長のほうから、今後のところですが、この報告書に基づいて、まず幼・小・中における一貫教育の推進についてはさらに検討を続けることにいたしますと。それから中・高の一貫校については2年後、平成21年度の開校を目指したいと考えておりますと。4月からは中・高一貫校の開校に向けた担当を配置するなど、十分な体制をもって準備を進めたいという趣旨のあいさつを申し上げました。この担当の配置については、4月から教職員課のほうに中等教育学校の設立の準備担当として、2人の副参事を配置して準備を始めているところでございます。それでは具体的に報告書の主なところをご説明申し上げたいと思います。まず12ページをご覧になっていただきたいと思います。第4回目の検討委員会の際に、やはり新潟らしさをどのような形で出すのかというご意見をいただいて、教育委員会の場面では逆にそうではなくてという意見をいただいたのですけれども、両方をふまえながらいろいろ私どものほうで検討いたしまして、12ページの真ん中の四角のところですが、自立・共生・貢献という3つの視点とした学びを、の次なのですけれども、学・社・民融合により、政令市新潟の目指す方向をふまえ、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる具体的な学びとして創造していくという表現で、新潟市の教育ビジョンの非常に大きな中核である学・社・民の融合というところを、このところに位置づけてまいりたいというふうに変更いたしました。具体的な教育課程の場面においては、少し飛びますけれども、別紙1を開いていただきたいと思います。教育課程例のイメージ図でありますけれども、先ほど言いました新潟の特色というところで、右半分のところで特別活動及び総合的な学習の時間などということで、学・社・民の融合により学びをつくるという表現をした中で、具体的には自己を鍛える学びの中で、田園都市新潟を駆ける日本海マラソン、都市と田園で汗するインターンシップ、2つ飛びまして、新潟で活躍する各分野のプロフェッショナルに学ぶ、それから未来を創る学びにおいては、学・社・民が融合する地域の協働作業への参画、分権型都市を体感する地域の

祭りや行事などへの参加、異年齢の集団によるにいがた祭りへの参加・合宿、社会に生きる学びにおいては、日本海政令市の成り立ちを学ぶ新潟地元学ということで、新潟の特色を少し位置づけながら、教育課程を例としてイメージ図の中に盛り込んだところがございます。続いて2点目のところですが、18ページをお出しいただきたいと思います。設置場所については特に第3回目の検討委員会でいろいろなご意見が出されました。それを受けながらかなり付加した部分ですが、設置については環境に優しいエネルギーを活用するなどの特色を持った木造校舎の学校を新しく建設することや、既存の高校を木を活かした学校として改修して活用したり、中学校の廃校の校舎を活用することなど、様々な意見が出ましたが、設置場所として次のように報告をまとめましたという表現になっております。(1)の設定場所選定の考え方、四角の中の下2行ですが、また校舎の改修や校地の整備には木を活かすなど環境に優しく、温もりのある校舎や校地となるよう配慮いただきたいというような表現を付け加えたところがございます。3点目ですが、24ページをお出しいただきたいと思います。高志高校の跡地を利用するというので、高志高校との関わりがいろんなところでご意見をいただいていた。12のところでも新たにこの内容を付け加えました。これまでの高志高校の歴史や伝統を踏まえ、「自立」・「共生」・「貢献」を視点として捉えた学びにより「高い志を持つ生徒」を育てることをキーワードとして、より魅力ある中等教育学校として設置することを理解いただけるよう丁寧に説明していくこと、という内容を付け加えさせていただきました。以上、全体の報告をさせていただきました。よろしくお願いたします。

委員長

ありがとうございました。いかがでしょうか。ご質問、ご意見等ございますか。

佐藤委員

事前に資料をいただきまして、ざっと読ませていただいて、まだこれが完全にフィックスされているものとは判断しておりませんので、それを前提にふまえて、23ページの10番、入学者の選抜というところで、各分野の次代のリーダーの素質を持った高い志を持つ子どもたちの入学を期待するとあるのですが、小学校6年生で高い志を持つ子どもというのはどういう判断基準で期待をしているのか、その辺り議論はされました

教職員課長

か。

他のところでリーダー・後継者という表現になっています。それで、ここだけ後継者というのをとってあるわけですがけれども、やはり入学者の中で自分なりに将来に向かって夢や希望をしっかりと持っている子どもたちを入学させたいと。今佐藤委員さんからご指摘のように、志というのが非常に難しい、これもだいたい議論したのですけれども、やはり小学生らしい夢や希望や、その段階での志として受け止めていいのではないかとということで、こういう表現で最終的にはまとまったところがございます。

佐藤委員

確かに言っている意味はものすごくよく分かるのですけれども、小学校の6年生くらいまで、確かにものすごくリーダーだったのだけれど、大人になったら単なる大人というのが結構いるのです。結局その辺りのところの選別というのをかなり慎重にしてもらいませんと、子どものころリーダーをしていたのだけれども、それが途中でこけるということもあるのです。だからその辺のメンタルな部分の、子どもたちの反対側の負の部分もやはりよく見極めながら、選抜の選考の基準というものを考えていきませんと、せっかくの子どもがつぶれてしまうということで、逆に言えば小学校のころ全然目立たなかったのだけれど、とんでもないやつだったという話もあるわけなので、その辺りのところをやはり中高一貫校の中で、しっかりとした高い志を持つリーダーを育て上げていくという、そういうところにシフトしていくような格好でカリキュラムとかプログラムを考えていただきませんと、でき上がったものでこれをやるというのもかなり問題でしょうし、やはりリーダーは政令市全部に広がったほうがいいので、全部リーダーを集めてしまうとよくないので、そういうことではないほうが、体系的に考えてやっていく選抜の方法というのをぜひ考えていただければと思います。

教職員課長

今佐藤委員さんからご指摘のように、例えばリーダーを集めたときに、それぞれの小学校ではリーダーだったのだけれども、リーダー的な人が集まったときに、逆に自信をなくしてしまうというケースというのは少なからずあるケースです。従って、今リーダーをしているというよりも、人との関わりの中でリーダーの素質を持った、要するに人と関わることにに対して積極的

にやっていくというような観点でまず考えておりました。従って、結果として小学校で何とか会長とか副会長を務めたということではないと考えて、今のご意見を含めてしっかり受け止めていきたいと思えます。

佐藤委員

文字が出ますとそこが先行してしまいますので、その辺のところの表現を少しお願いします。

小池委員

私は非常に表現を工夫されたなと感じました。期待するということは決して選抜すると言っていないので、事務局の意図というのはある程度感じたつもりなのですけれども、なかなかこの年代で選抜すること自体がすごく難しいことなので、中高一貫教育がいいと思って選んでくれる人たちをその方向で育てるといふしかないと思っていますのです。ですから、入学者選抜についてはここに書いてあることも、学力でない入学者選抜方法、いろんなことが書いてありますけど、それだからといって決して人が人の素質を見抜けるわけがないので、選抜についてはむしろあまりこだわらずに入りたいという生徒が入れるような学校であってほしいと思えます。ただ入ったからには丁寧に育てますということをうたってほしいと思っていますので、この表現は期待するということであって、選抜すると言っていないので、その辺の意図は感じました。

高山委員

この報告書の取扱いは今後どういうふうにするのですか。

教職員課長

まずこの報告書についてはホームページ等で公開したり、それから各機関等へ配布はいたします。これは1つの報告ですので、それを受け止めながら、先ほど佐藤委員さんからもご指摘がありましたけれども、このまますべてやるということではなくて、これをふまえてどういうことが望ましいのかということ十分に時間をかけて検討して、より望ましいものを作りあげていきたいという考えです。

高山委員

ということは、一応これは報告事項ですが、付議事件として中高一貫校をこういう趣旨のもとに設置をするということはもう1回我々が検討するのでしょうか。

教職員課長

それはこれから入学の選抜試験等もございますし、教育課程の

訂正もございますので、その都度付議事件として検討していただいて、ご指摘、ご指導いただければと思っています。

高山委員

そうすると例えば趣意書みたいなものはこんな形で出すのですか。要するに中高一貫校、こういう理由で、こういう形で設立するのだということについて、中身はこうだと。

委員長

一般市民にどう説明をしていくのか、その資料をおっしゃっているのだろうと思うのですが、そういったことも含めて説明してもらえますか。

教職員課長

今年度中に新潟でつくる市立の中高一貫校について、どういう学校ができるかということについて、パンフレット等を作りながら、小学校や一般の方々に広報を行っていきたいと考えております。

高山委員

全体読ませていただきました。大変なご努力、ご苦勞があったということは、これを見れば一目瞭然であります。しかしまだ練れていないなというところがたくさんあるのですね。こういうものはいらぬのではないかなとか、文言もそうですけれども、例えば併設型、連携型というようなことを果たして出したほうが一般市民の皆様に分かりいいのかどうか、要するに中高一貫校をとにかくどういうふうにします、こういうものですよと言ったほうがいいのではないかなとか、あるいはこの中の説明の仕方でも、同じことが何回も繰り返してくるわけです。ですからその辺はもっと整理していただきたいというところです。もし趣意書のようなものを作るとなれば、例えば11ページに学校像とありますね。四角いカッコの下に新潟市は政令市の中でも最大の農業都市であるという、かなり具体的なことが書いてあるのです。いきなり政令市移行後新潟市は日本海政令市として、なかなかつながりがうまくないのです。何でこういうふうにつながるのだろうという、どこかの文章をつなぎ合わせたという感じしか持てないようなことだとか、それから13ページの最後の、新潟市が目指す3つの方向、これもだいたい前に何回も出てきているわけです。ここで果たしてこういうことを言うのがいいのかどうか。それから教育課程の問題についても、参考例というのがあります。この参考例が長い紙になっているでしょう。この長い紙の1枚1枚がどのように違うのかという

のがよく分からないのです。これ1枚1枚が参考例なのですよね。そうすると私としては教育課程について申し上げるならば、やはりもう少し学力というものについて、あるいは知力というものについて検討してほしいと思うのです。それ以後の2番の特別科目や総合的な学習の時間と、長い紙の1枚目にはかなり柱立てになっていますけれども、やはり学校ですから学力、知力、知識、こういったものについてのもっと丁寧な説明、そういう意味では4の、例えば具体的な方法として朝の学習時間を設けるとか、土曜日の勉強の時間に充てるとか、勉強のための合宿をすとかというふうに出ているわけです。そういうものも入れていいのではないかと。何か産業教育のような感じの雰囲気漂っているのです。学力はいいのかという、確かな学力と最初にうたってはありますけれども、もっときちんと説明していただきたいという気がいたします。それから後期課程の学科というのは、つまり高等学校の学科を普通科にするという、これを柱立てにしてしまったというのは何か意味があるのですか。

教職員課長

高等学校は学科の指定がございますので、中学校は特にございませんので、高等学校の部分についてどのような学科として位置づけているのかという検討のもとで議論の中で、最初普通科というふうにしたのですけれども、いろいろ意見をいただく中でもう少し性格も入れたほうがいいのではないかという意見の中で普通科タイプという最終的な報告をいただいております。

高山委員

それから学校規模についての1学年120人、これは何クラスというのは全く書いていないですね。

教職員課長

これも基本的に私どもは最初の案では120人3学級というふうに出したのですけれども、検討委員会でも、教育委員会でもご意見をいただいた40人学級だけでという、最初からそう有りきでなくて、例えば30人なら30人、少人数学級、少人数学習を視野に入れて検討してほしいということで、こういう表現として最後まとめさせていただきました。

高山委員

ここに少人数による学級の編成や授業を実施することが望ましいというふうを書いてあるわけですね。そうすると、やはり3

0人クラスなりということになれば4クラスという形になるわけですね。そういう幅を持たせたということですね。それから通学区域も新潟市に保護者と共に居住する者、これは中学生ということイメージしてこうなったわけですね。高校ならば全県一区という形にはしたいという。

教職員課長

その検討はしないで、政令市新潟市の市立の中等教育学校ですので、一貫ですので、あくまでも新潟市内を想定しているということでもあります。

高山委員

それから設置場所の選定の考え方が18ページからずっと書いてありますけれども、19ページの(2)市立高校の現状というのがずらっと書いてありますね。これは必要なのですか。これは1つの資料としてお出しになるとしたら分かるのです。設置場所の考え方というのはこういうもので、資料としては3つの高校についてこれまでこうやってきましたというのはいいとしましても、そうすると設置場所の選定の考え方はこうであって、2番に中高一貫校の具体的な設置場所といったほうが分かりいいような気がする。だからこれは何か資料として掲げておいたほうがいいと。こういうものは簡潔にしたほうが私は訴える力があると思うのです。それから21ページの具体的な設置場所の高志高校の校地、校舎の活用が有効である理由と書いてありますね。これもまたやはり何回も出てくるということですよ。それから22ページのキャリア教育とは何かという説明も3回くらい出てくるのです。それから入学者選抜の今の話ですけれども、2番と3番というのはどう違うのですか。要するに選抜すると言っておきながら、入学選抜の方法を決めていくと書いてあるのですよね。これはどういう意味ですか。2番で結論が出ているのではないですか。

教職員課長

今委員さんおっしゃったように、いろんな人間力を重視しながらこういう組み合わせでやると。それだけではなくてやはり公立の中高一貫校であるということをおまえながら、一貫校の中で入学者選抜をするのは、中身そのものをどうやって決めていけばいいのかということで、ちょっと で付加して書いてあるところです。

高山委員

選抜すると言っておきながら、方法を決めていくというのは矛

小池委員	<p>盾している気がするのです。</p> <p>選抜はするのだけど選抜の方法はこれから検討するということは、それでいいのではないのでしょうか。</p>
高山委員	<p>これは選抜の方法じゃないのですか。人間力を重視、集団活動、適性検査、作文等を組み合わせるといふ。</p>
教職員課長	<p>従ってこういうことはやるのですが、作文の中身とか面接の中身とか、集団活動の中身については、やはり中高一貫校ということを考えて、そこをふまえて決めていきますよという中身でもある を入れているということです。</p>
小池委員	<p>質問ですが、この報告書というのは一貫教育・一貫校検討委員会が作成しているものですね。そうすると委員会としてはこの報告書でほぼもうOKを出されているわけですね。分かりました。そうすると私たちとしてはこういう報告書が出たということで受け止めて、あとは次に進むときにまた具体的に設置の計画が出たときに、いろいろな意見を言うということになりますよね。</p>
高山委員	<p>その意味で私たちはこれを見て感想を申し上げて、これはおかしいのではないかというのは、こういうところはこうしたほうがいいのではないかというのはいいわけでしょう。だからさっき聞いたのは趣意書といったものをお作りになるでしょうという話しをしているわけです。ですから、いろんな大変なご苦労があると思いますけれども、そういうところももう少し系統的に整理されたほうがいいというところを、私自身ご指摘申し上げた。それからこれはどういう意味かなという質問もさせていただいているのですが、ダイナミックな発想による十分な情報の提供とあるのですが、これは例えばどういうことを言おうとしているのでしょうか。24ページです。</p>
教職員課長	<p>これはどうしても小学校の教育を説明したときに、ただ入学するかどうかという辺りで、視点がどうしても入学する、受験をするという形でいくのですけれども、できるだけ将来こういう子どもたちを育てたい、それから子どもたちから政令市を担ってもらいたい、そういう視野もしっかりと発想として受け止めていただきながら、この中等教育学校の受験を考えてもらいた</p>

いという意味で、斬新でダイナミックな発想によるというふうな表現を入れさせていただいたということです。

委員長

一番大事なことは、こういうふうなことを考えたとき、そういう報告をいただいて、教育委員会としてはそれを受け止めて、そして学校、保護者、子どもたちなどへ、あるいは教員、一般市民へどういう考え方でこれをやろうとしているのかを示すことなのだろうと思うのです。その時に、パンフレットを作るといってお話ですが、パンフレットは要するに対象に応じて作っていかないと、今高山委員さんはそのことについていくつか指摘されたけれど、私たちは共通理解のものもあるし、そうではなくて報告書ですので、一連の流れの中で詳しく報告してきたことがあるのですが、しかし対象によってはそういうことはいらないと、もっとアピールするようなダイナミックな内容で構成して出して説明していくということが大事かと思います。いずれにしろ、説明については教育委員会あるいは市でもそうですが、2学期制の時もそうでした。一般市民の方は非常に不満があったり、一体何をやっているんだというようなことが出やすいわけですので、対象に応じてやはり丁寧な説明をしていただきたいと思っております。そのことについて段取りは既にできているのかどうか、早急に手を打つ計画を作ってください、また示していただくと、私たちのほうも安心ができるということでしょうか。それに従って個々の内容についてまた議論を重ねていけばいいことなのではないかと思っております。それから全体に高志高校へいくということが、議会ではこれが一番問題でした。特に工業学科がなくなっていくと、中等学校をつくるために工業学科がなくなっていくということについて、非常に強い抵抗があったようで、そういうことをふまえてこれが作られているようなのです。だから高い志、3つの視点といったことが随所に強調されていると。あまりそのことを強調するとちょっと違和感が。何故中等学校が新潟市において必要なのだと、政令市において何故必要なのかというところの押さえがちょっと少ないのではないかという気がいたします。それに応じて先ほどカリキュラムが示されましたが、政令市に向けてのカリキュラムということで、私は大変よくできてきたと、1月に示していただいた案と相当違いが出てきていると思っております。いずれにしろまた個々の問題について、ご提案いただいて審議いただくこととなりますので、分かりやすくまた提案していた

できればありがたいと思っております。中等学校についてこれだけは念を押しておきたいということがありましたら。

小池委員

これは検討委員会の報告書ということで受け止めさせていただいておりますけれども、やはり高校入試に影響されずに6年間ゆっくりと継続的な教育を行うことができるということは、とてもいいことだと思っているのですが、やはり懸念も出ていましたように決して6年間大学入試のために過ごすのではない。そのところには一般の私立の中高一貫校とは違う、新潟の中高一貫校の趣旨というのがきちんと貫けるような計画にしていきたい。報告書の中でもそれはうたわれていますけれども、現実的にそうなるようにこれからも計画をしていただきたいということをお願いしておきます。それから入試の低年齢化を招かないというために、学力の選抜試験はしないということは決められていることですが、それでもやはり選抜はするわけで、その時に調査書を重視するなりしても、やはり登校拒否の子どもですとか、そういう子どもたちについては多分選抜には入ってこないと思っているのです。そうすると、選抜されない子どもたちを一手に受けることになる地域の学校に対しての配慮がやはり必要ではないかと。意欲の高い子たちが中等教育学校に進んでいくということになると、そうでない子どもたちが残るわけですね。全員行くというわけではないですから、そういう子を拒否できない学校も地域にはあるわけです。そこへの配慮をきちんとするというのを忘れないでいただきたいと思っております。

委員長

ありがとうございました。それでは事務局、大きな課題になるわけですが、よろしく願いいたします。それでは続いて、平成19年度新潟市民大学の講座の実施について説明をいただきます。お願いします。

中央公民館長

以前に新潟市民大学のリニューアルについてご報告したところでございますが、具体的な講座が決まりまして、実施段階に入りましたのでご報告いたします。19年度新潟市民大学開設講座一覧をご覧になっていただきたいと思います。コースと趣旨、テーマがございまして、今まで4コース6講座ございましたが、今回は政令市記念ということで特別講座を1つ組んでございます。コースの上から4つ目自然理解のところ、食の安全・安心

を考えるとという講座につきましては市民企画講座でございまして、今は過去に市民大学を修了した修了生たちが提案して組んだ講座でございます。それから自然理解につきましては、大学連携講座といたしまして、今回は新潟大学と連携いたしまして、脳研究所の協力を得て、脳と疾患という講座を開設いたしました。それから地域連携講座でございますが、これは巻地区公民館、西蒲区と連携いたしまして自然理解、西蒲発地域の食と脳を考えるとということで、基本は食の安全・安心を考えるとという講座を基本にいたしまして、巻の地域性を取り入れた講座になっております。期間につきましては5月から始まるものと、都合により9月から始まるものがございます。各曜日、各時間にちばっておりますが、定員、応募者数につきましては表の通りでございます。若干一番上の現代の社会問題、自然理解の食の安全・安心、それから政令市移行の都市圏の公共交通コースにつきましては、定員を若干割っておりますので、追加募集をかけるつもりでございます。それから新しい試みといたしまして、各講座にお試しということでプレ講座を開催いたしました。下の一番右側の表がプレ講座を実施して参加者数、そして今回の本講座に応募した数でございます。大体3分の1の方々がプレ講座を受講しまして本講座を申し込んでおられます。これにつきましては追跡調査をいたしまして、プレ講座を実施した人が最後までどれくらい残ったかということで、プレ講座の有効性について考えていきたいと考えております。詳しい内容につきましては委員さんにお配りいたしましたリーフレットをご覧になっていただきたいと思います。以上でございます。

委員長

ありがとうございました。いかがでしょうか。ご質問等ございませんか。一番人気はどうですか。

中央公民館長

やはり今回は脳と疾患でございまして、ゼミナールはないのですけれども、病気が心配な方もいらっしゃるのか、あとは源氏物語が前回と連続したテーマなのですが、やはり人気が強うございます。

高山委員

リピーターというのはどうですか。

中央公民館長

やはりリピーターはいらっしゃいます。今募集段階ですので正確な数字は取っておりませんけれども。

高山委員 例えば定員オーバーしますね。その場合はどうされるのですか。

中央公民館長 今回は70名定員ですが、座席は実際は150ございますので、大体150人は入ると思うのです。それ以上になりましたら新しい方を優先に抽選でいきたいと思っております。最終的にどうなるかまだ分かりませんが。

高山委員 できるだけ新しい方を入れてあげてください。

委員長 ありがとうございます。それでは報告は以上ですので終わります。

第5 次回日程

委員長 次回の日程について説明を求める。

教育総務課長 5月定例会は、5月14日(月)午後3時から、6月定例会は6月12日(火)午後2時からでお願いしたい。

全委員 全員異議なく了承する。

第6 閉会宣言

委員長 午後4時00分、閉会を宣言する。

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

署名委員